別記様式第八号（第十八条関係）

遊　漁　船　業　者　登　録　票	
氏名又は名称	有限会社　名田屋
登録番号	兵庫県 2119
登録の有効期間	令和４年　　２月　　９日から 令和９年　　２月　　８日まで
営業所の所在地	郵便局 673-0894 明石市港町 28 番 11 号 電話番号(078)912-7211
遊漁船の名称	明石丸
遊漁船業務主任者の氏名	名田秀行・名田吉次郎・岸本広行 永井哲也
損害賠償措置の保険期間	令和７年　　10 月　23 日から 令和８年　　10 月　22 日まで

備　考（遊漁船に掲げる場合）

１　「遊漁船の名称」は、当該遊漁船の名称のみとする。

２　「遊漁船業務主任者の氏名」は、当該遊漁船に乗り組む遊漁船業務主任者の氏名のみとする。

３　「損害賠償措置の保険期間」は、当該遊漁船に係る損害賠償措置の保険期間のみとする。

４　遊漁船に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が 16 センチメートル以上、長辺が 27 センチメートル以上となるようにする。

備　考（営業所に掲げる場合）

営業所に掲げるに当たっては、備考は削除し、登録票の短辺が 25 センチメートル以上、長辺が 40 センチメートル以上となるようにする。